

令和6年2月29日（木）

1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、常任委員会付託）

（令和6年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）

令和6年2月29日～3月18日

町議会定例会会議録

令和6年2月29日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）
- 日程第5 議案第5号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 上三川町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第19 議案第19号 上三川町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 上三川町下水道条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 令和5年度上三川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 議案第24号 令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第25 | 議案第25号 | 令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第26 | 議案第26号 | 令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第27 | 議案第27号 | 令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第28 | 議案第28号 | 令和6年度上三川町一般会計予算 |
| 日程第29 | 議案第29号 | 令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第30号 | 令和6年度上三川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第31号 | 令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第32号 | 令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第33 | 議案第33号 | 令和6年度上三川町水道事業会計予算 |
| 日程第34 | 議案第34号 | 令和6年度上三川町下水道事業会計予算 |

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和6年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、令和6年度予算案の審議、予算案などの重要諸議案が提出されています。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営についても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただ今から令和6年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されています議案のうち、議案第15号の一部に字句の訂正がありましたので、議案書正誤表を配付いたしました。なお、議案書につきましては、訂正部分を反映させて差し替えしておりますことを御報告いたします。

次に、監査関係でございますが、例月現金出納検査結果が、令和5年11月分から令和6年1月分までの3カ月分提出されております。

また、組合議会関係では、令和5年第3回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、3番・鶴見典明君、4番・田崎幸夫君を指名いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、海老原友子君。

(8番・議会運営委員長 海老原友子君 登壇)

○8番・議会運営委員長【海老原友子君】 本日招集されました令和6年第2回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、2月7日及び22日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告をいたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案32件、一般質問通告者は9人です。

会期につきましては、本日2月29日から3月18日までの19日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、そのうち議案第3号の人事案件につきましては、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

次に、議案第4号から議案第22号につきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりです。

議案第23号から議案第27号までの補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第28号から議案第34号までの令和6年度当初予算につきましては、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目、3日目、4日目は休会といたします。

5日目、6日目は一般質問をくじで決定した順により9人が行い、5日目5人、6日目6人といたします。

7日目は休会といたします。

8日目、9日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

10日目、11日目は休会といたします。

12日目、13日目、14日目、16日目は予算特別委員会を開き、令和6年度当初予算の審査をお願いいたします。

なお、予算特別委員会の開会は、12日目は午後1時から、13日目、14日目、16日目は午前9時からでお願いいたします。

15日目は休会としますが、常任委員会及び予算特別委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

17日目、18日目は休会といたします。

19日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決を行い、全議案を議了したいと思っております。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終了いたします。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの19日間と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第3、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、現在本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、菊池守人氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任に宇津木真理氏を推薦するものであり、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。宇津木氏は、社会的にも信望が厚く、人権擁護について深い理解をお持ちの方でありますので、適任者であると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第4、議案第4号「工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第4号「工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」、御説明いたします。

本案件は令和5年9月定例会において議決を頂きました（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事に係る工事請負契約の変更契約であり、2,612万5,000円の増額で、変更後、契約額が15億8,233万9,000円となり、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべ

き契約に当たるため、上程するものでございます。

主な変更の内容は、吉澤章記念室の展示物等について、関係者との協議の結果、展示ケースの高さなどを変更したことに伴い、折り紙展示に必要な照度の確保、及び除湿・加湿機の仕様を見直す必要が生じたための増工。また、屋外カーポートについて、審査機関との協議の結果、建築基準法第22条に基づき、屋根部分の防火性能を高める必要が生じ、仕様を変更するため増工するものでございます。

なお、契約工期につきましては、令和6年3月20日から3月29日まで、9日間延長いたします。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所管する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いします。

また、以降の議案についても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第5、議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第5号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

今回の条例改正は、人事院規則の改正に準じて、職員の夏季休暇の使用可能期間を現行よりも2カ月拡大するものでございます。

夏季休暇は、年度ごとに7月から9月までの3カ月の期間に使用することができるものですが、今回の改正により、業務の繁忙期であることなどの事情により、当該期間に使用することが困難である職員は、6月から10月までの5カ月の期間に使用することができるよう、その使用可能期間を拡大するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第6、議案第6号「上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第6号「上三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとなるため、町において任用する会計年度任用職員についても所要の改正を行うものがございます。これにより、これまでは会計年度任用職員の賞与については、期末手当のみを支給しておりましたが、今回の改正により、来年度からは一部の例外を除き、フルタイム、パートタイムを問わず、勤勉手当も支給できることとなるものがございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第7、議案第7号「上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第7号「上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、近年の物価上昇等に伴う事務経費の増加傾向や手数料等の受益者負担の基本的原則を考慮し、現状に沿った手数料項目へと整理するため、上三川町手数料条例及び上三川町税条例の一部を改正するものがございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第8号「税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第8号「税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、町税以外の各種収入金における延滞金の算定について、上三川町税条例の運用と同様にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第9、議案第9号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第9号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町におきましても賦課限度額を地方税法施行令に合わせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第10、議案第10号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第10号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例について、本条例で委任する規則制定権者を明確にするとともに、本条例の施行日を教育委員会規則で定めることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第11、議案第11号「上三川町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第11号「上三川町介護保険条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和6年度から3カ年の介護保険事業計画に定めるサービス見込み量に基づき、計画期間内を通じて財政の均衡を保つことができるよう、介護保険料を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今回の改正ですとね、引下げになるんだと思うんですけども、一般的な例でどのくらい引下げになるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

一般的な県内の、例えば平均でございますが、まだ県内の状況が全て出そろってはいないので、幾らぐらい引き下げられるかというのはここではお答えできないんですが、ただ、コロナ禍において介護サービスの使い控え、サービスをあまり使わなかったことは県内どこでも起こっていることで、本町も変

ならず、基金のほうの積立てのほうが増えていますので、下がっている市町もあれば、また、基金のほうはそのような状況ではなく、上げてるところもある状況です。本町におきましては、今までよりも約500円ほど引き下げて、今回、月額500円ほど引き下げて、第9期のほうの介護保険料のほうを決定しています。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第12、議案第12号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第15、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第12号から議案第15号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第12号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険法第81条の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部改正に伴い、運営に関する基準等を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の24の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部改正に伴い、運営に関する基準等を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険法第78条の4の規程に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部改正に伴い、運営に関する基準等を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の14の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の

一部改正に伴い、運営に関する基準等を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第16、議案第16号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第16号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和6年4月1日から明治小学童クラブが明治小学校内の余裕教室に移転することに伴い、条例で定める放課後児童クラブの位置に変更が生じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今度、新しく教室のほうに持ってくるってことなんですけども、現在使われている建物ですね、これはどのような形になるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 跡地の運用方針についてなんですけれども、こちらも町の公有財産検討委員会のほうにお諮りしておりまして、一応現在のところでは、吉澤章氏の折り紙関連資料の収蔵庫として活用していく予定となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第17、議案第17号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第17号「上三川町道路占用料徴収条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴い、町道の道路占用料の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第18、議案第18号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第18号「町道路線の認定及び変更について」、御説明いたします。

本案件は、町道路線の認定につきましては、民間事業者による宅地開発に伴い、町に帰属した路線等について、町道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、町道路線の変更につきましては、行政界の認定区間見直し等に伴い、路線の変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第19、議案第19号「上三川町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第19号「上三川町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第20、議案第20号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第20号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方自治法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第21、議案第21号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第21号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するための水道

法の改正及び給水装置工事申請書様式等の栃木県内における標準化に伴い、本条例で引用する条項等の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第22、議案第22号「上三川町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第22号「上三川町下水道条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、下水道事業において、事業に必要な費用を下水道使用料で賄っておらず、一般会計からの繰入金で補填し、事業運営を行っている状況等を踏まえ、下水道事業の経営状況を改善し、健全な運営を行うことを目的に、下水道使用料を改定し、下水道使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 それでは、会議途中ですが、ここで15分休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時53分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第23、議案第23号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」から日程第27、議案第27号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3

号) 」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第23号から議案第27号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第23号「令和5年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に事業費が確定したもの、又は確定見込みにあるものなど、既存予算の組替えを行うとともに、町税及び国からの交付金等増収が見込まれる歳入を追加することで、基金取崩しを抑え、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、町税では、法人町民税を増額補正いたします。法人事業税交付金は、交付額などの収入見込みにより増額補正いたします。環境性能割交付金は、同じく交付額の収入見込みにより増額補正いたします。国庫支出金では、児童手当負担金を減額補正いたします。県支出金では、同じく児童手当負担金のほか、農業人材力強化総合支援事業を減額補正いたします。寄附金では、ふるさと納税による寄附金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費では、ふるさと納税返礼品に要する経費及び戸籍システムの改修費を増額補正いたします。民生費では、児童医療費の助成額を増額する一方で、児童手当や重度心身障害者医療費の助成費を減額補正いたします。衛生費では、母子予防接種事業費や妊産婦健診費について減額補正いたします。農林水産業費では、新規就農者等への支援事業費について減額補正いたします。土木費では、橋梁整備及び市街地整備に係る事業費を減額補正いたします。教育費では、義務教育施設整備基金への積立金を増額補正いたします。この結果、歳入歳出予算の総額から1億69万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を124億3,949万円とするものでございます。更に、繰越明許費を第2表のとおり補正いたします。

次に、議案第24号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、保険税の収入見込額の増額及び保険給付費等交付金の増額、歳出では、保険給付費の増額などにより、歳入歳出予算の総額に7,029万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億9,164万1,000円とするものでございます。

次に、議案第25号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、主に普通調整交付金の確定による減額及び交付金の確定に伴う基金繰入金の増額、歳出では、主に介護予防・日常生活支援総合事業費における介護予防ケアマネジメントや介護予防生活支援サービス事業負担金の増額で、歳入歳出予算の総額に537万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億2,429万5,000円とするものでございます。

次に、議案第26号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、保険料の収入見込額の増額及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出では、後

期高齢者広域連合納付金の減額などにより、歳入歳出予算の総額から102万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億2,485万4,000円とするものでございます。

次に、議案第27号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では歳出の減に伴う繰入金の減額、歳出では需用費の減額で、歳入歳出予算の総額から2,100万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億1,422万9,000円とするものでございます。

以上で、各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 それでは、所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 それでは、議案第23号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」について御説明いたします。

事項別明細書により御説明いたしますので、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。第1款町税、第1項町民税、2目法人9,000万円の増につきましては、申告による法人税割が当初の見込みと比較しまして増額と見込まれることによるものでございます。

なお、説明欄の所得割となっておりますが、こちらにつきましては、法人税割ということで訂正させていただきます。

以上で第1款町税についての説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 次に、第6款第1項1目法人事業税交付金3,400万円の増額、第8款第1項1目環境性能割交付金630万円の増額につきましては、交付見込額の増によるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,595万7,000円の減額につきましては、内訳としまして1節社会福祉費負担金120万3,000円の減で、主な理由といたしまして、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。2節児童福祉費負担金2,475万4,000円の減額につきましては、主な理由としまして、児童手当の支給件数が見込みを下回るため、減額するものでございます。第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金3,564万4,000円の増額につきましては、主に社会保障・税番号システム整備費で、システム改修に伴うものでございます。2目民生費補助金41万1,000円の減額につきましては、子ども・子育て支援交付金で、幼稚園等への給付などの確定によるものでございます。3目衛生費補助金15万円の減額につきましては、産婦健診数が見込みを下回るため減額するものでございます。4目土木費補助金75万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金1,558万5,000円の減額につきましては、内訳としまして1節社会福祉費負担金で708万7,000円の減額で、国民健康保険保険

基盤安定負担金。

14ページ、15ページを御覧ください。15ページ上段でございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担金のそれぞれ額の確定などによるものでございます。2節児童福祉費負担金849万8,000円の減額につきましては、主な理由としまして、国庫支出金で説明しましたが、児童手当支給件数が当初見込みを下回るため減額するものです。第2項県補助金、1目民生費補助金552万1,000円の増額につきましては、内訳としまして、1節社会福祉費補助金320万円の減額で、重度心身障害者医療費の額の確定見込みによるものです。2節児童福祉費補助金872万1,000円の増額で、主にこども医療費の増加に伴うものでございます。次に、3目農林水産業費補助金1,793万2,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。4目土木費補助金45万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金8,000円の増額は、公共施設等総合管理基金の利子でございます。第2項財産売払収入、1目不動産売払収入66万8,000円の増額につきましては、富士山地内の赤道を払下げしたことによるものでございます。2目物品売払収入325万6,000円の減額につきましては、今年度大型バスの売払いを予定しておりましたが、6年度にずれ込んだことによるものでございます。

第17款第1項寄附金、2目指定寄附金65万4,000円の増額は、明治安田生命様からの寄附金を増額するものでございます。3目ふるさと応援寄附金600万円の増額は、ふるさと納税増加見合い分を増額するものでございます。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億8,242万円の減額につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。

次のページを御覧ください。16、17ページでございます。第20款諸収入、第4項3目雑入50万円の減額は、経営継承・発展支援事業において交付対象者がいなかったため減額するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、歳出について御説明いたします。

18、19ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費179万9,000円の増額は、7節報償費で自治功労者表彰の額の確定により20万1,000円の減額、ふるさと納税寄付者に対する記念品の額の確定見込みにより200万円の増額となったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、6目公共交通費、補正額82万6,000円の増額は、12節委託料でデマンド交通運行事業の確定見込みによる260万円の減額と18節負担金、補助及び交付金で生活バス路線維持事業等の補助金事業確定により342万6,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、12目施設管理費8,000円の増額につきましては、24節積立金の増額で、公共施設等総合管理基金の積立てによる基金現存高の増による利子額を増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費、12節委託料312万4,000円の増額は、住民基本台帳法等の一部改正によりまして、戸籍・住民票等への氏名の振り仮名を追記記載することとされたため、住民基本台帳システム等の改修費用を補正するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料44万円の増額補正につきましては、低所得者世帯への給付金支給のため、システム改修をするものです。その下、24節積立金190万円の増額補正につきましては、ふるさと納税として採納された寄附金を社会福祉基金に積み立てるものです。

続きまして、2目障害者福祉費、19節扶助費825万9,000円の減額補正につきましては、医療費の支給額が当初見込額を下回ったことによるものでございます。その下、4目上三川いきいきプラザ管理費、17節備品購入費72万8,000円の増額補正は、大会議室で使用しているプロジェクターが故障したため、更新するものです。5目老人福祉費、27節繰出金1,038万9,000円の減額補正につきましては、事業費の額確定によるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 6目国民年金事務費、22節償還金、利子及び割引料3,000円の増額は、令和4年度国民年金事務費交付金等に返還金が生じたため補正するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額3,169万8,000円の減につきましては、10節需用費のうち消耗品費119万3,000円はベビーギフト事業で、19節扶助費では、児童手当で3,050万5,000円を額の確定見込みとしてそれぞれ減額するものでございます。2目母子福祉費、補正額1,920万円の増額は、19節の扶助費で、児童医療費助成の支出見込額の増に伴うものでございます。

続きまして、次の20ページ、21ページです。3目子ども・子育て支援費、補正額1,481万6,000円の減につきましては、12節委託料で、子どものための教育・保育給付費が、公定価格の改定に伴いまして526万4,000円の増額を、また19節扶助費では、教育保育の無償化に関連した各給付費等につきましては、額の確定見込みにより合計2,008万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目健康増進事業費につきましては、指定寄附金による財源の組替えでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、7目母子衛生費、補正額2,835万9,000円の減につきましては、予防接種及び妊産婦健診等の予算執行額の確定見込みとして、12節委託料で2,445万6,000円、18節負担金、補助及び交付金で390万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、補正額1,683万1,000円の減につきましては、12節委託料393万8,000円の減は、人・農地プラン地域計画策定におきまして国庫補助金の要望が満額決定されなかったために、一般財源の増額を抑えるために委託内容を精査し減額したものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金1,289万3,000円の減につきましては、農業次世代人材投資資金で、当初の見込みより申請者数及び申請額が少なかったことによる減額でございます。

次に、5目農地費2,334万9,000円の減につきましては、12節委託料298万1,000円の減は、農地再整備事業の実施面積の縮小による減額、18節負担金、補助及び交付金63万2,000円の増につきましては、県営の農地再整備事業調査計画の実施内容の追加に伴う負担金の増として4万7,000円、町単土地改良事業では、田川の大山堰にて破損箇所が確認され、緊急の修繕が必要とのことで土地改良区から要望がありましたので、補助金を58万5,000円増額するものでございます。27節繰出金2,100万円の減は、農業集落排水事業特別会計の補正に伴う減額でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、4目橋梁維持費、12節委託料105万3,000円の増額補正につきましては、橋梁修繕設計業務におきまして、現地精査の結果、点検項目の追加に伴い増額するものです。また、21節補償、補填及び賠償金300万円の減額補正につきましては、電柱移設費の精算に伴い減額するものです。

次に、第4項都市計画費につきましては、22、23ページをお開き願います。1目都市計画総務費、12節委託料155万1,000円の減額補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業の額の確定に伴い減額するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、第5項住宅費、1目住宅管理費302万5,000円の減額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の減額で、民間住宅の耐震診断、改修や定住促進住宅取得支援事業などの補助額の確定及び確定見込みによる減額をするものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,150万円の増額は、24節積立金でふるさと納税による寄附金を義務教育施設整備基金へ積み立てるため、増額するものでございます。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 次に、第4項社会教育費、1目社会教育総務費及び第5項保健体育費、2目体育振興費につきましては、ふるさと納税寄附金の受入れに伴い、一般財源より財源を振り替えるものでございます。

第10款教育費の説明は以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、ページを戻っていただきまして、6ページにお戻りいただければと思います。

次に、第2表繰越明許費補正、追加でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、上三川いきいきプラザ施設・設備修繕事業196万9,000円から、追加の最下段、第8款土木費、第5項住宅費、民間住宅耐震改修等助成事業200万円までの9事業につきましては、令和5年度内の工事完了が見込めないことから、繰越明許するものでございます。

次に、繰越明許費補正、変更でございます。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業で、変更前の金額から1,252万9,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第23号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第24号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

歳入につきましては、第1款第1項保険税、1目一般被保険者保険税2,500万円の増額は、被保険者数等の状況から、保険税収入額に増額が見込まれるため、補正するものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金43万2,000円の増額は、東日本大震災関連の補助金の額の確定に伴う補正でございます。

第5款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金5,739万7,000円の増額は、保険給付費等の支出見込みの増に伴い、それに対する交付金の額を補正するものです。

第7款第1項繰入金、1目一般会計繰入金731万7,000円の減額のうち、2節を除く1節及

び4節から6節につきましては、各負担金等の額の確定に伴い、各繰入金の額を補正するものでございます。2節職員給与費等繰入金の5万4,000円の増額は、事務費に不足が生じたため、一般会計から繰入れを行うものです。2目基金繰入金1,270万4,000円の減額は、保険税収入の見込み増などにより財源が確保できたため、財政調整基金の繰入額を減額するものです。

14、15ページをお開き願います。第9款諸収入、第3項雑入、6目保険給付費等交付金返還金748万9,000円の増額は、令和4年度の保険給付費等の精算に伴いまして、国民健康保険団体連合会からの返還金を補正するものでございます。

16、17ページをお開き願います。歳出につきましては、第1款総務費、第3項1目運営協議会費5万4,000円の増額は、第3期データヘルス計画の策定に伴いまして、国民健康保険運営協議会の実施回数を1回追加する必要が生じたため、委員の報酬を補正するものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3,330万9,000円の増額は、療養給付費に不足が生じる見込みのため、増額するものでございます。第2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費2,408万8,000円の増額は、高額療養費に不足が生じる見込みのため、増額するものでございます。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金返還金1,275万5,000円の増額は、令和4年度保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金を補正するものでございます。6目国県支出金等返還金9万1,000円の増額は、過年度の交付金等を精査した結果、国県へ返還金が生じたため補正するものでございます。

以上で、議案第24号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第25号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2の歳入から御説明いたします。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目調整交付金の2,623万8,000円の減額補正、及びその下、4目保険者機能強化推進交付金の13万2,000円の増額補正、並びにその下、5目介護保険保険者努力支援交付金の113万円の増額補正は、交付金の額の確定によるものです。

第7款繰入金、第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金の3,035万5,000円の増額補正につきましては、事業費確定による繰入金の増額です。

続きまして、3の歳出について御説明いたします。14、15ページをお開きください。14ページの中央より少し下に記載されている第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、7目介護予防サービス計画給付費の18節負担金、補助及び交付金の35万5,000円の増額補正につきましては、介護予防サービスにおいて、当初見込みよりも給付が増加したためでございます。

14、15ページにおけるその他の記載は、財源の組替えによるものでございます。

16、17ページをお開きください。第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事

業費、1目介護予防・生活支援サービス事業の11節役務費、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金の合計558万8,000円の増額補正につきましては、介護予防生活支援サービスにおいて、当初見込みよりも利用者が増加したためでございます。

続きまして、2目一般介護予防事業、7節報償費3万円の減額補正、及びその下、第2項1目包括的支援事業等費、12節委託料53万4,000円の減額補正は、事業の確定によるものです。

以上で、議案第25号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第26号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入につきましては、第1款第1項1目保険料205万円の増額は、当初より保険料収入の増が見込まれるため、補正するものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金14万円の増額は、事務費の不足により一般会計から繰り入れるものでございます。2目保険基盤安定繰入金321万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う補正でございます。

14、15ページをお開き願います。歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費14万円の増額は、人間ドック受診者の増に伴い、補助金が不足したため補正するものでございます。

第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金116万2,000円の減額は、歳入で説明しました保険料収入の増及び保険基盤安定繰入金の減により、後期高齢者広域連合へ支払う納付金の額に変更が生じるため、補正するものでございます。

以上で、議案第26号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第27号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第3款第1項繰入金、1目一般会計繰入金の2,100万円の減額につきましては、需用費の減によるものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第2項1目施設管理費2,100万円の減額につきましては、需用費の光熱水費で、当初予算の積算時期におきまして、電気料金が高騰し続けている時期に見積りを行いました。国による電力事業者への補助などもあり、電気料金の変動が抑えられたため、減額するものでございます。

以上で、議案第27号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の説明

を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから順次、採決いたします。

まず、議案第23号「令和5年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川 洋君】 日程第28、議案第28号「令和6年度上三川町一般会計予算」から日程第34、議案第34号「令和6年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第28号から議案第34号までの令和6年度上三

川町一般会計予算及び特別会計につきまして、その大要を御説明し、併せて予算編成に当たっての所信の一端を申し上げ、議会及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

さて、3年以上にわたり、私たちの生活や経済に大きな影響を及ぼしてきました新型コロナウイルスも、感染症における位置づけが5類に移行され、新たな日常生活が定着しつつあるものの、町民生活や町内中小事業者の経営は、物価高騰などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いております。

引き続き、町民の安心・安全を念頭に、生活や地域経済に影響する諸問題に対し、スピード感と柔軟性を持った対応が求められております。

国は、昨年4月にこども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を施行し、「こどもまんなか社会」といたしまして、こども・子育て施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととしており、子供を取り巻く環境整備が急速に進められております。

本町においても、県内で平均年齢が最も低い一方、人口減少は緩やかではありますが進んでおり、年少人口や生産年齢人口の増加に向け、各種施策の更なる充実に取り組んでまいります。

また、デジタル技術の発展は日進月歩であり、目覚ましい勢いで進化しております。昨年は、生成AIが世界的に普及し、国内においても様々な場面で活用が進んでおります。

本町においても、複合施設の供用開始や本庁舎の大規模改修を契機といたしまして、デジタル技術を駆使した町民サービスの提供など、町民の皆様の皆様の手続等の利便性の向上に取り組んでまいります。

あわせて、職員のデジタルスキルを向上させ、DXを推進できる職員を育成してまいります。

今年、令和8年度を始期とする次期上三川町総合計画の策定に着手する時期を迎えます。子育て世帯に選ばれるまちや健康のまちづくり、自然災害や感染症などの危機への備え、老朽化が進む公共施設の更新、SDGsが目指す持続可能なまちづくりなど、町政に課せられた中長期的な課題は山積しております。これまでも町民生活や事業者支援のため、様々な施策を行ってまいりましたが、今後も状況等を整理し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

国の令和6年度の経済見通しでは、令和5年11月に策定した『デフレ完全脱却のための総合経済対策』の進捗に伴い、民間需要主導の経済成長が期待されており、国の令和6年度一般会計予算案の総額は112兆5,717億円と、2年連続で110兆円を超えております。

時代の変化に対応した予算として、「物価に負けない賃上げ」の実現に向けた取組みのほか、児童手当の拡充など、「こども未来戦略」に基づく政策を実行するとされております。

一方、地方財政計画の規模は、対前年比1.7%増の93兆6,000億円程度となっております。

地方交付税については、総額で前年度を3,000億円上回る18兆7,000億円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行額は、前年度から半減する5,000億円に抑制されております。

また、一般財源総額については、定額減税による地方税の減収を、地方特例交付金により補填するとともに、社会保障関係費の増加や子ども・子育て政策の強化、物価高への対応などに必要な財源を盛り込み、前年度を上回る65兆7,000億円を確保する内容となっております。

こうした状況から、令和6年度の予算は、物価高騰の影響等による厳しい財政状況を勘案し、「歳入の範囲内で歳出予算を組む」という財政規律を堅持しながらも、これまで取り組んできた各施策を着実に推進できるよう予算配分を行うとともに、公共施設やインフラ施設等の維持・改修など、当面する行

政需要にも対応できるよう、基金や起債を積極的に活用した予算編成といたしました。

この結果、令和6年度一般会計予算案の総額は141億4,800万円となり、前年度と比較して21億1,400万円、17.6%の増となります。

歳入全体の42.0%を占め、歳入の根幹となります町税については、前年度比2億6,630万円、4.3%の減収となると見込んでおります。

町民税においては、雇用・所得環境が緩やかに改善しており、個人所得は着実な増加が続くと見込まれたところでありましたが、国の定額減税制度の影響によりまして、また、固定資産税においては、主に償却資産の減少によりまして、それぞれ減額といたしました。

地方交付税のうち普通交付税については、国が示した地方財政対策や交付実績などから、引き続き交付団体となると見込みまして3億2,100万円を計上いたしました。

繰入金においては、財源調整のために、財政調整基金から8億2,700万円を、また、庁舎改修事業の財源としまして、公共施設総合管理基金から1億円を取崩すことといたしました。

町債につきましては、庁舎のほか、道路や河川、学校等の整備に充てる建設地方債と臨時財政対策債を適切に導入し、財政負担の平準化を図ることといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は75億6,124万2,000円、構成比53.4%、前年度比1億2,766万5,000円、1.7%の減、依存財源は65億8,675万8,000円、構成比46.6%、前年度比22億4,166万5,000円、51.6%の増となります。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は90億2,813万1,000円、前年度比2億812万3,000円、2.4%の増となります。

投資的経費は29億9,672万6,000円、前年度比19億1,793万円、177.8%の増となります。

その他の経費は21億2,314万3,000円、前年度比1,205万3,000円、0.6%の減となります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は28億9,500万円で、前年度比8,600万円、3.1%の増、介護保険事業は24億800万円で、前年度比700万円、0.3%の増、後期高齢者医療は3億8,700万円で、前年度比5,900万円、18.0%の増、農業集落排水事業は3億3,200万円で、前年度比500万円、1.5%の減となります。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は201億7,000万円となり、前年度予算と比較して22億6,100万円、12.6%の増となります。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。水道事業会計の収益的収支では、収入6億277万円で、前年度比820万3,000円、1.3%の減、支出5億8,875万9,000円で、前年度比1,132万3,000円、1.9%の減、資本的収支では、収入6,390万7,000円で、前年度比4,889万9,000円、325.8%の増、支出3億8,449万2,000円で、前年度比2,609万1,000円、7.3%の増、下水道事業会計の収益的収支では、収入9億8,853万1,000円で、前年度比1億717万9,000円、12.2%の増、支出9億3,369

万6,000円で、前年度比6,196万4,000円、7.1%の増、資本的収支では、収入5億4,548万2,000円で、前年度比1億3,326万1,000円、19.6%の減、支出6億4,617万1,000円で、前年度比8,582万円、11.7%の減となります。

それでは、令和6年度における主な事務事業につきまして、公約に掲げさせていただきました四つのテーマに沿って御説明いたします。

一つ目としまして、『安心・安全・定住』のまちづくりについてであります。1月1日に発生しました令和6年能登半島地震において、多くの尊い命が失われ、被災地では、現在も懸命な復旧作業が行われております。

本町においても、過去の自然災害の教訓を生かし、頻発化・激甚化している風水害から町民の生命や生活を守るため、赤沢川の河川護岸整備や田んぼダムの設置拡大、町消防団（1－2分団）ポンプ自動車の更新、民間住宅耐震改修助成等によりまして、防災・減災に向けた取組みを更に強化してまいります。また、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みと併せまして、住宅で使用する定置型蓄電池システム等の購入に対する支援を推し進めてまいります。

二つ目は、『子育て・教育』のまちづくりについてであります。子育て世代に選ばれる町を目指し、引き続き、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援策を講じてまいります。

その一端としまして、保護者の負担とその分別に係る保育士の負担軽減、更に衛生面の配慮から、民間保育施設に対しまして、使用済み紙おむつの自園処分に係る費用の助成を始めます。

また、一人一人を大切にしたいきめ細かな指導とするため、非常勤講師の配置を増員いたしまして、個別又は小集団での学習環境を整えていくほか、中学3年生の英語検定受検機会の創出など、引き続き、英語のまちかみのかわの施策も進めてまいります。

三つ目は、『健康・福祉』のまちづくりについてであります。障がい福祉については、今年度策定いたしました第3次上三川町障がい者基本計画の下、町民の皆様が障がいの有無にかかわらず安心して暮らせるためのまちづくりのため、各種施策を実践してまいります。

健康については、近年、発症者が増加し、その重症化や後遺症が懸念されております帯状疱疹につきまして、ワクチン接種費用の一部助成を開始いたします。

また、保険料改定によりまして、令和6年度より介護保険料はおおむね引下げとなります。

最後、四つ目として、『活力・交流』のまちづくりについてであります。生涯学習と子育て支援の機能を併せ持つORIGAMIプラザがいよいよオープンとなります。吉澤章折り紙記念室やこども広場など、施設機能を最大限活用いたしまして、より一層、子育てやORIGAMIのまちの施策を充実してまいります。

また、ORIGAMIプラザから城址公園までのまちなかを回遊するルート的美装化など、魅力ある市街地環境の創出に向けた改修を進めてまいります。

更に、生産性の高い稼げる農業を目指し、農業機械の大型化や近代化を促進するため、土地利用型農業機械の導入支援を強化するとともに、水田の大区画化や再整備を推進してまいります。

あわせて、持続可能な財政運営を堅持していくため、「第5期上三川町財政適正化計画」に基づきまして、行政のスリム化・住民サービスの最適化を進めるなど、行財政改革にも引き続き努めてまいります。

す。

社会全体が日々劇的な変化を遂げる中であって、国、県、周辺自治体等のスピード感もしっかり見極めなければ、時代の流れに取り残されてしまいます。

未来広がるまちづくりのためには、変化が不可欠であり、現状維持は後退を意味し、多様に変化していく住民ニーズに合わせ、町の姿を変えていく必要があると考えます。

私たち行政は町民の皆様から託された貴重な財源、資源を有効に活用し、最大限の効果を発揮するよう、様々な事業を創意工夫して取り組む必要がございます。

そのためには、見直すべきものは見直し、投資すべきものには投資していくといった町民サービス全体のバランスを踏まえながら、上三川町第7次総合計画『共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち上三川』の集大成に向け、各種施策を遂行してまいります。

町民の皆様、議員の皆様におかれましては、本町の発展のため格段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年度に臨む所信の一端を申し上げるとともに、予算案の概要について御説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【稲川 洋君】 会議途中ですが、昼食のため、休憩に入りたいと思います。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して、会議を再開いたしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「令和6年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めることとなっておりますので、議員全員の14人としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和6年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和6年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すること

になっております。

○議長【稲川 洋君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。休憩中に互選いただき、休憩後、その結果について年長議員の9番、勝山修輔君より報告をお願いいたします。

午後1時02分 休憩

午後1時05分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 休憩中に互選いただきました、令和6年度予算特別委員会の正副委員長について、報告を求めます。勝山議員。

○9番【勝山修輔君】 委員長に稲見議員、副委員長に上村議員と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 ただ今報告のとおり、令和6年度予算特別委員会の正副委員長については決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 お諮りします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第4号から議案第22号までについては3月8日までに、令和6年度予算特別委員会に付託しました議案第28号から議案第34号までについては3月15日までに審査を終了するよう、それぞれ期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、常任委員会に付託しました議案第4号から議案第22号までについては3月8日までに、令和6年度予算特別委員会に付託しました議案第28号から議案第34号までについては3月15日までに審査を終了するよう、それぞれ期限を付けることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日3月1日から3日までは休会とし、3月4日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後1時07分 散会